

報告第12号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第1号 交通事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年5月16日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 険 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 340,000	円 340,000	備前市***** *****	令和5年3月9日13時30分頃、伊部地区内において廃棄物収集作業中、未回収の廃棄物の有無を確認するため、後方の十分な確認なくバックし、後方で信号待ちをしていた相手方車両と接触し、破損させたもの

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図